関門港における異常気象等発生時の勧告等運用基準

令和８年９月

関門港長

目　次

・関門港台風対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１頁

・関門港地震・津波対策・・・・・・・・・・・・・・・６頁

・関門港南海トラフ地震に起因する津波対策・・・１１頁

・関門港視界制限対策・・・・・・・・・・・・・・・２１頁

【港長基準】

関門港台風対策

1　態勢区分等

（1）区分

態勢の区分は、「警戒勧告（第一態勢）」、「避難勧告（第二態勢）」する。

（2）区分の根拠

港則法第３９条第４項の規定に基づく勧告

（3）対象船舶

「警戒勧告（第一態勢）」：全ての船舶

「避難勧告（第二態勢）」：総ﾄﾝ数 3,000t 以上の船舶及び総ﾄﾝ数 500t 以上の危険物積載船

2　各態勢の発令基準

（1）「警戒勧告（第一態勢）」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が強風域に入ることが予想される場合に発令する。

（2）「避難勧告（第二態勢）」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が暴風域に入ることが予想される場合に発令する。

ただし、「第二態勢」の発令時期については、巨大台風、迷走台風等の場合のように、暴風域に入ることが予測困難な場合は、関門港自然災害対策委員会に発令時期等を諮問し、決定する場合がある。

3　船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添１「台風来襲時における措置」を基本とする。

4　発令海域

発令海域は、原則「関門港全域」とするが、台風の勢力によっては、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し発令する。

（別添２「台風対策区域図」参照）

5　発令時期

（1）「警戒勧告（第一態勢）」：関門港が台風の強風域となる概ね５時間前

（2）「避難勧告（第二態勢）」：関門港が台風の暴風域となる概ね８時間前

（新門司地区、響新港地区は、同概ね５時間前）

（3）発令時期の特例

次の場合は、「避難勧告（第二態勢）」の時期を繰り上げる場合がある。

①　平均風速 15m/s となる前に退去が完了することを前提とするため、台場鼻又は部埼の平均風速が 12m/s を超えた場合

②　退去は、昼間に完了する必要があることから、退去の時期が夜間となる場合

③　出港の時刻に制限（憩流時間帯に限る等）がある船舶の場合

【港長基準】

６　命令

港長が必要と認めた場合、港則法第３９条第３項の規定に基づく命令を発令する。

７　態勢の解除

解除時期は、原則として、台風が関門港から遠ざかり、その影響が徐々に低下する中、関門港の台場鼻及び部埼における平均風速が、

①　25m/s を超えない状態となった場合に「避難勧告（第二態勢）」

②　15m/s を超えない状態となった場合に「警戒勧告（第一態勢）」

を解除するものとする。

ただし、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し、状況に応じて地区毎に解除する場合もある。

８　連絡体制

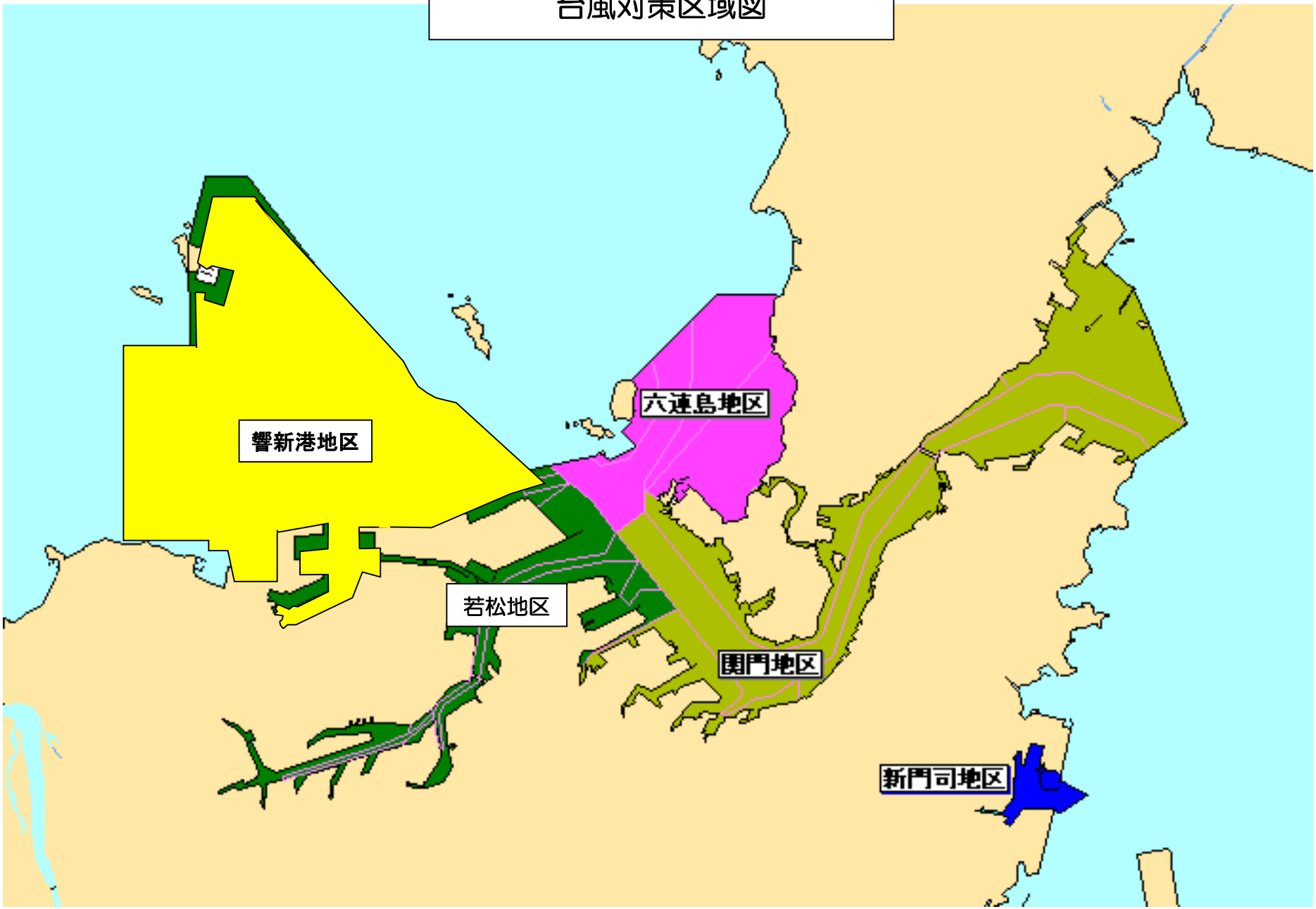
連絡方法、手段は、別添３「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

【港長基準】

別添１

態勢等	台　風　来　襲　時　に　お　け　る　措　置
警戒勧告(第一態勢)	• 一般船舶：けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること。 • 危険物積載船：危険物の荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置をとること。 • はしけその他の小型船：風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと。 ：係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること。 • 工事・作業船：工事、作業を中止し、安全な海域へ移動すること。 • 錨泊船にあっては、走錨海難の防止のため、次の措置をとること。（避難勧告（第二態勢）も同じ。） 国際 VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 AIS 搭載船舶は、AIS を常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。 ※【指導】 • 工事・作業現場、造船所、岸壁（桟橋、物揚場等）は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、木材の水上荷卸しは、状況に応じて中止し、木材、いかだは、貯木場へ速やかに搬入し、流出防止措置を施すこと。
避難勧告(第二態勢)	• 関門港（若松区第１区、第２区を除く。）に入港しようとしている総ﾄﾝ数 3,000t 以上の船舶及び総ﾄﾝ数 500t 以上の危険物積載船は、入港を見合わせること。（総ﾄﾝ数 500t 以上 3,000t 未満の危険物積載船の六連島区への錨泊を除く。） • 関門港（若松区第１区、第２区を除く。）における総ﾄﾝ数 3,000t 以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。 • 関門港（若松区第１区、第２区を除く。）における総ﾄﾝ数 500t 以上の危険物積載船は、六連島区の錨地か又は港外の安全な海域に退去すること。
命令	• 港長が命令した措置をとること。

台風対策区域図



【港長基準】

別添３

情報の連絡方法・手段

勧告等の内容	周　知　方　法	周　知　手　段
発令・解除	・連絡系統による通報	・メール
	・海の安全情報による配信	・メール（緊急情報配信）
	・関門海峡海上交通センターからの周知	・VHF ・AIS
	・第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知	・VHF
	・巡視船艇による周知	・マイク、VHF
	・海の安全情報（緊急情報）への掲載	・インターネット　https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html

【港長基準】

関門港地震・津波対策

１　態勢区分等

（1）区分

態勢の区分は、「津波注意態勢」、「津波警戒態勢」、「大津波警戒態勢」とする。

①「津波注意態勢」：高いところで 0.2m以上、１ｍ以下の津波が予想される津波注意報が発表された場合

②「津波警戒態勢」：高いところで １ｍを超え、３ｍ以下の津波が予想される津波警報が発表された場合

③「大津波警戒態勢」：高いところで ３ｍを超える津波が予想される大津波警報が発表された場合

（2）区分の根拠

各態勢ともに「港則法第３９条第４項に基づく勧告」

（3）対象船舶

各態勢ともに「全ての船舶」

２　各態勢の発令基準

（1）「津波注意態勢」：気象庁から関門港全域又は一部に津波注意報が発表された場合に発令する。

（2）「津波警戒態勢」：気象庁から関門港全域又は一部に津波警報が発表された場合に発令する。

（3）「大津波警戒態勢」：気象庁から関門港全域又は一部に大津波警報が発表された場合に発令する。

３　船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添１「各態勢時における措置」を基本とする。

なお、「各態勢時における措置」は、予め関係者に周知し、警戒態勢の発令時に、それぞれ適切に対応がなされるように措置しておくものとするとともに、停電等により伝達手段を喪失し、警戒態勢の発令が伝達されない場合であっても、自主的に関係者が措置をとることができるようにしておくものとする。

４　発令海域

発令海域は、以下の４海域とする。

（1）「福岡県日本海沿岸」

（2）「福岡県瀬戸内海沿岸」

（3）「山口県日本海沿岸」

（4）「山口県瀬戸内海沿岸」

※　日本海と瀬戸内海の境界は、福岡県側については、門司区と小倉北

【港長基準】

区の境界とし、山口県側については、彦島南端を基準とする。

※　別添２「津波対策区域図」参照

５　態勢の解除

気象庁が前記２の「発令海域」にかかる津波注意報、津波警報又は大津波警報の解除を発表した場合に、当該区域の警戒態勢を解除するものとする。

６　連絡体制

連絡方法、手段は、別添３「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

別添1

各態勢時における措置

津波警報・注意報の分類	予想される津波の高さ		警戒態勢の区分	津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
					大型船、中型船（漁船を含む）				小型船（プレジャーボート、小型漁船等）	
					港内着岸船		錨泊船（作業船を含む）	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
	数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現			一般船（作業船を含む）	危険物積載船				
大津波警報 ※大津波警報は特別警報に位置づけられる。	10m超 （10m＜予想高さ） 10m （5m＜予想高さ≦10m） 5m （3m＜予想高さ≦5m）	巨大	大津波警戒態勢	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 危険物安全措置 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
				有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波警報	3m （1m＜予想高さ≦3m）	高い	津波警戒態勢	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 危険物安全措置 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
				有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波注意報	1m （0．2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）	津波注意態勢		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 危険物安全措置 （一般船舶の措置） 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 （場合によっては港外退避）	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避

※1　津波来襲までの時間的余裕が有る場合とは、津波が到達する前に、港外退避場所又は陸揚げ固縛場所まで避難する時間的余裕がある場合（なし：それがない場合）

※2　大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう。

※3　中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。

※4　小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

※5　陸上避難：船舶での避難は高い危険が伴う場合、可能な限り船舶流出等の防止措置（係留強化等）を執ったうえで乗組員が陸上へ避難すること。

※6　港外退避：沖合いの水深が深く、広い海域に避難すること。（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）

なお、関門港付近において、（注）水深30m以深が確保されている海域は別添4「避難推奨海域」のとおり。

（注）砕波が発生しない水深、操縦可能な程度の津波流速となる水深を考慮のうえ選定。

出典：災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成24年：水産庁）

平成15年度 津波が予想される場合の船舶安全確保に関する調査報告書（（社）日本海難防止協会）

※7　港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗すること（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）。

※8　係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。）。

※9　陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛すること。

※10　危険物安全措置：危険物を積載している船倉の開口部を閉鎖する等、危険物が船外に流出しないようにする措置のこと。

※11　錨泊船にあっては、走錨防止のため、次の措置をとること。

国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。

当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。

AIS搭載船舶は、AISを常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。


津波対策区域図
山口県日本海沿岸
山口県瀬戸内海沿岸
福岡県日本海沿岸
彦島南岸
福岡県瀬戸内海沿岸
小倉北区・門司区境界

【港長基準】

別添３

情報の連絡方法・手段

勧告等の内容	周　知　方　法	周　知　手　段
発令・解除	・連絡系統による通報	・メール
	・海の安全情報による配信	・メール（緊急情報配信）
	・関門海峡海上交通センターからの周知	・VHF ・AIS
	・第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知	・VHF
	・巡視船艇による周知	・マイク、VHF
	・海の安全情報（緊急情報）への掲載	・インターネット　https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html

【港長基準】

関門港南海トラフ地震に起因する津波対策

１．関門港長から発令される命令・勧告等

（１）南海トラフ地震に起因する津波発生時

気象庁から南海トラフに起因する地震に伴い、関門港の一部又は全部に津波注意報以上が発表された場合に発令する命令・勧告は以下のとおり。

① 関門港の一部又は全部に津波注意報が発表された場合

津波注意報が発表された区域にある船舶への勧告

② 関門港の一部又は全部に大津波警報又は津波警報が発表された場合

ア）関門港全域の船舶への命令（制限）

イ）大津波警報又は津波警報が発表された区域にある船舶への勧告

ウ）津波注意報が発表された区域にある船舶への勧告

③ 命令・勧告の根拠法令

ア）命令：港則法第 39 条第３項

イ）勧告：港則法第 39 条第４項

④ 対象船舶

全ての船舶

（２）南海トラフ地震臨時情報発表時

気象庁から、福岡県北九州市及び山口県下関市に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合、注意喚起を行う。

２．船舶が執るべき措置

（１）初動措置

南海トラフ地震に起因する津波が関門港の海上活動に与える影響を考慮し、①「震源地が南海トラフ」であること、②「関門港に大津波警報、津波警報若しくは津波注意報の発表」又は「震度５弱以上の震度の観測」の両方を満たすことをもって、「南海トラフ巨大地震に伴う津波来襲に対する避難・情報伝達等初動措置に関する関係機関との合同指針」Ⅱ－３に規定する初動措置をとること。

（２）命令・勧告等発令時の船舶が執るべき措置

① 関門港の一部又は全部に津波注意報が発表された場合

別添１「関門港内及び同境界付近にある船舶に対する関門港長勧告」に定める各措置を講じること。

② 関門港の一部又は全部に大津波警報又は津波警報が発表された場合

別添２「関門港内及び同境界付近にある船舶に対する関門港長命令及び勧告」に定める各措置を講じること。

③ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

別添３「南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表」に定める対応を執ること。

３．命令・勧告の解除

気象庁が関門港の一部又は全部に発表された津波注意報、津波警報又は大津波警報を解除し、船舶交通の安全が確保された後、解除するものとする。

４．連絡体制

連絡方法及び手段は、別添４「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

５．若松・奥洞海航路における航行管制

南海トラフ地震に起因する津波発生時における、管制信号の運用は以下のとおり。

（１）基本的な運用

① 管制信号が出航信号（O）の場合、当面の間、入航信号（I）に切り替えず、出航信号（O）のままの運用とする。

② 管制信号が入航信号（I）の場合、管制信号を出航予告信号（XO）とした後、出航信号（O）に切り替え、当面の間そのままの運用とする。

なお、出航予告信号（XO）に切り替えた後、入航中の船舶が入航を継続し、回頭地点へ向かう場合においては、若松港口、牧山、二島各信号所のそれぞれの海域において、対象船舶が通過、又は反転し終えた状況を見て、順次出航船舶（O）に切り替える運用とする。

（２）二島信号所の管制信号の特別な運用

奥洞海航路周辺の岸壁から出港する管制対象船舶が、回頭地点へ移動するため入航方向へ航行する場合は、同航路からの他の出航船舶の状況を見つつ、時期を見計らって二島信号所の管制信号のみを出航信号（O）から入航信号（Ⅰ）に切り換え、同対象船舶が出港から回頭地点で反転するまで入航信号（Ⅰ）で運用する。

対象船舶が反転後は、速やかに出航信号（O）に切り換える。

（３）流速増加等に伴う禁止信号

津波の影響による流速増加、漂流物による航路の障害及び海難による航路の閉塞等の理由により船舶航行に大きな支障が生じた場合には、管制信

号の全部又は一部を禁止信号（Ｘ）に切換え、洞海湾内の船舶の航行を禁止することがある。

（４）その他の運用

津波襲来の情報や洞海湾内の海域の状況を勘案し、上記と違ったパターンの管制信号で運用することがある。

別添１

関門港内及び同港境界付近にある船舶に対する関門港長勧告

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日＿＿：＿＿発令

関　門　港　長

次のとおり、気象庁から南海トラフを震源地とする地震にかかる津波に関する情報が発表されたことから、津波による関門港内における船舶交通の危険を防止し、混雑を緩和するため、別添のとおり、関門港内の津波注意報が発令された区域にある船舶に対して、港則法第３９条第４項に基づき勧告する。ただし、港長が認めた船舶を除く。

なお、各措置の実施あたり、人命を最優先とし、港外退避する船舶は、可能な限り水深の深い海域に避難すること。

<table>
<tr><td colspan="3">気象庁発表：＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　＿＿＿：＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td>津波予報区</td><td colspan="2">津波注意報</td></tr>
<tr><td>山口県
瀬戸内海沿岸</td><td>□ 津波注意報</td><td rowspan="4">が発表されました。</td></tr>
<tr><td>福岡県
瀬戸内海沿岸</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td>山口県
日本海沿岸</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td>福岡県
日本海沿岸</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td colspan="3">震　源　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿付近
地震の規模：マグニチュード＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

※ 該当箇所には、レ点を打つこと

別紙

1　関門港内を航行中の船舶（小型の漁船及びプレジャーボート等（以下「小型船舶等」という。）を除く。）は着岸せず、関門港西口から出域すること。

2　係留中の船舶（小型船舶等を除く。）は直ちに荷役を中止し、関門港西口からの出域又は係留強化の措置を実施すること。

3　工事作業中の船舶は工事作業を中止し、関門港西口からの出域又は最寄りの岸壁に着岸のうえ係留強化の措置を実施すること。

4　錨泊中の船舶（小型船舶等は除く。）は、関門港西口から出域又は直ちに出域できる準備措置を実施すること。

5　小型船舶等

（1）　係留中の小型船舶等は、出港しないこと。ただし、津波の影響が出るまでに関門港西口から出域し、港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

（2）　係留中以外の小型船舶等は、着岸し係留強化の措置を実施すること。ただし、津波の影響が出るまでに着岸できない船舶及び関門港西口から出域し港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

6　前 1 から 5 について、響新港区の場合は「関門港西口」を「関門港」に、新門司区の場合は「関門港西口からの出域」を「関門港外へ出域し、できる限り日本海側へ避難すること。ただし、津波の影響が出るまでに日本海側に避難できない船舶を除く。」に、読み替えるものとする。

別添２

関門港内及び同港境界付近にある船舶に対する関門港長命令及び勧告

＿＿＿＿年　＿＿月　＿＿日　＿＿：＿＿　発令

関　門　港　長

次のとおり、気象庁から南海トラフを震源地とする地震にかかる津波に関する情報が発表されたことから、津波による関門港内における船舶交通の危険を防止し、混雑を緩和するため、別紙のとおり、関門港内及び同港境界付近にある全ての船舶に対して、港則法第３９条第３項に基づき命令及び同条第４項に基づき勧告する。ただし、港長が認めた船舶を除く。

なお、各措置の実施あたり、人命を最優先とし、港外退避する船舶は、可能な限り水深の深い海域に避難すること。

<table>
<tr><td colspan="5">気象庁発表：＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　＿＿＿：＿＿＿</td></tr>
<tr><td>津波予報区</td><td colspan="4">警報・注意報別</td></tr>
<tr><td>山口県
瀬戸内海沿岸</td><td>□ 大津波警報</td><td>□ 津波警報</td><td>□ 津波注意報</td><td rowspan="4">が発表されました。</td></tr>
<tr><td>福岡県
瀬戸内海沿岸</td><td>□ 大津波警報</td><td>□ 津波警報</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td>山口県
日本海沿岸</td><td>□ 大津波警報</td><td>□ 津波警報</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td>福岡県
日本海沿岸</td><td>□ 大津波警報</td><td>□ 津波警報</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td colspan="5">震　源　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿付近
地震の規模：マグニチュード＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

※ 該当箇所には、レ点を打つこと

別紙

1　港則法第３９条第３項に基づく命令

（1）　関門航路及び関門第二航路の関門港東口向け航行を禁止し、関門港西口向け一方通航とする。ただし、すでに関門港東口向け航行中の船舶及び最寄り岸壁に着岸するための工事作業船舶を除く。

（2）　＿＿日＿＿時＿＿分（地震発生２時間３０分後の時刻とする。）から当分の間、金ノ弦（かねのつる）岬（彦島最南端部）から１８０度に引いた線以東の関門港内（新門司区を除く。）の航行を禁止する。

（3）　すでに関門航路又は関門第二航路を関門港東口向け航行中の船舶は、門司区、田野浦区、西山区又は六連島区において航路外へ退去反転し、再入航して、関門航路西口から出域すること。ただし、自船の船型、運動性能及び喫水等の関係から航路外に退去できない船舶を除く。

（4）　関門港門司区、田野浦区、西山区及び六連島区は錨泊禁止とする。

（5）　関門航路又は関門第二航路内で工事作業中の船舶は、直ちに工事作業を中止し関門港西口から出域すること又は航路外に退去すること。ただし、津波の影響が出るまでに安全な海域に避難できないと船長が判断する場合は、航路外に退去し最寄りの岸壁に着岸のうえ係留強化の措置を実施すること。

（6）　関門港西口から出域する際には、戸畑航路、若松航路又は安瀬航路を出航する船舶は関門第二航路を、それ以外の船舶は関門航路を航行すること。ただし、自船の船型、運動性能及び喫水等の関係から関門第二航路を航行できない船舶は関門航路を航行すること。

（7）　関門航路を航行する船舶と戸畑航路を航行する大型ＬＮＧ船とが出会うおそれのある場合は、港則法施行規則第３８条第１項第７号の規定は適用せず、関門航路を航行する船舶は、戸畑航路を航行する大型ＬＮＧ船の進路を避けること。

2　港則法第３９条第４項に基づく勧告

（1）　大津波警報又は津波警報が発表された区域にある船舶

①　関門港内を航行中の船舶（小型の漁船及びプレジャーボート等（以下「小型船舶等」という。）を除く。）は着岸せず、関門港西口から出域すること。

②　係留中の船舶（危険物積載船舶、小型船舶等を除く。）は直ちに荷役を中止し、関門港西口から出域すること。ただし、津波の影響が出るまでに、安全に出港ができないと船長が判断する場合は、係留強化の措置を実施すること。

③　関門航路及び関門第二航路以外で工事作業中の船舶は直ちに工事作業を中止し、関門港西口から出域すること。ただし、津波の影響が出るまでに、安全な海域に避難できないと船長が判断する場合は、最寄りの岸壁に着岸のうえ係留強化の措置を実施すること。

④　危険物積載船舶は直ちに荷役を中止し、関門港西口から出域すること。ただし、最低限度の運航要員が確保できない場合、水先人及びタグボートの支援が不可欠な船舶でそれらが手配できない場合、又は潮流等の関係で安全に出港ができないと船長が判断する場合は、係留強化の措置を実施すること。

⑤　錨泊中の船舶（小型船舶等は除く。）は、関門港西口から出域すること。

⑥　小型船舶等

ア　係留中の小型船舶等は、出港しないこと。ただし、津波の影響が出るまでに関門港西口から出域し、港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

イ　係留中以外の小型船舶等は、着岸し係留強化の措置を実施すること。ただし、津波の影響が出るまでに着岸できない船舶及び関門港西口から出域し港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

⑦　前①から⑥について、響新港区の場合は「関門港西口」を「関門港」に、新門司区の場合は「関門港西口からの出域」を「関門港外へ出域し、できる限り日本海側へ避難すること。ただし、津波の影響が出るまでに日本海側に避難できない船舶を除く。」に、読み替えるものとする。

（2）　津波注意報が発表された区域にある船舶

①　関門港内を航行中の船舶（小型船舶等を除く。）は着岸せず、関門港西口から出域すること。

②　係留中の船舶（小型船舶等を除く。）は直ちに荷役を中止し、関門港西口からの出域又は係留強化の措置を実施すること。

③　関門航路又は関門第二航路外の工事・作業中の船舶は工事・作業を中止し、関門港西口からの出域又は最寄りの岸壁に着岸のうえ係留強化の措置を実施すること。

④　錨泊中の船舶（小型船舶等は除く。）は、関門港西口から出域又は直ちに出域できる準備措置を実施すること。

⑤　小型船舶等

ア　係留中の小型船舶等は、出港しないこと。ただし、津波の影響が出るまでに関門港西口から出域し、港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

イ　係留中以外の小型船舶等は、着岸し係留強化の措置を実施すること。ただし、津波の影響が出るまでに着岸できない船舶及び関門港西口から出域し港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

⑥　前①から⑤について、響新港区の場合は「関門港西口」を「関門港」に、新門司区の場合は「関門港西口からの出域」を「関門港外へ出域し、できる限り日本海側へ避難すること。ただし、津波の影響が出るまでに日本海側に避難できない船舶を除く。」に、読み替えるものとする。

【港長基準】

南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表
（注意喚起）

気象庁の発表	船舶の対応
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ・連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	①実際に津波が発生した場合に備え、必要に応じて直ちに避難等できるよう次の確認を行っておくこと ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・岸壁管理者の対応の確認 ・荷主企業等の対応の確認 ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認 ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ②予め早期の避難準備及び自主避難等も検討すること

※いずれの区分も船舶に対し、注意喚起を促すものです。

※巨大地震警戒については、地震発生から 1 週間は警戒措置、その後の 1 週間は、注意措置の期間となります。

なお、臨時情報が巨大地震警戒から巨大地震注意に切り替わるわけではありません。

地震発生から2週間が経過した時点で「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がされます。

別添４

情報の連絡方法・手段

勧告等 内容	周　知　方　法	周　知　手　段
発令・解除	・連絡系統による通報	・メール
	・海の安全情報による配信	・メール（緊急情報配信）
	・関門海峡海上交通センターからの周知	・ＶＨＦ ・ＡＩＳ
	・第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知	・ＶＨＦ
	・巡視船艇による周知	・マイク、ＶＨＦ
	・海の安全情報（緊急情報）への掲載	・インターネット https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html

【港長基準】

関門港視界制限対策

1　発令基準等

（1）対象船舶

関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畑航路、安瀬航路、若松航路及び奥洞海航路（以下「関門航路等」という。）を航行しようとする全船舶

（2）発令基準

関門航路等の全部又は一部の視程が 500m 以下となり、船舶の危険を防止するために必要があると認められる場合に発令する。

（3）根拠

港則法第 14 条に基づく航路外待機指示

2　船舶が執るべき措置

（1）　航路外待機指示発令時において船舶が執るべき措置

①　関門航路等を航行中の船舶は、十分に注意して、速やかに最寄りの安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門海峡海上交通センター（以下「関門マーチス」という。）に通報すること。

②　関門航路等に入航しようとする船舶は、入航を中止し、速やかに航路外の安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門マーチスに通報すること。

（2）　航路外待機指示解除時において船舶が執るべき措置

視界制限状態が回復して航路外待機指示が解除された場合は、関門マーチスの指示に従い航行を開始すること。

なお、待機船舶の過密状況等によって、解除直後に船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合は、港則法第３９条第３項に基づき船舶の航行を制限する場合がある。

3　海域区分

航路外待機指示においては、関門航路等を以下の５海域に区分して指示又は解除される。

（1）　「関門航路東部海域」：関門橋以東の関門航路

（2）　「関門橋西部海域」：巌流島南端から 90 度に引いた線（以下「A 線」という。）及び関門橋に囲まれた関門航路

（3）　「関門航路中部海域」：関門航路第 15 号灯浮標と同第 16 号灯浮標とを結んだ線（以下「B 線」という。）及び A 線に囲まれた関門航路並びに砂津航路

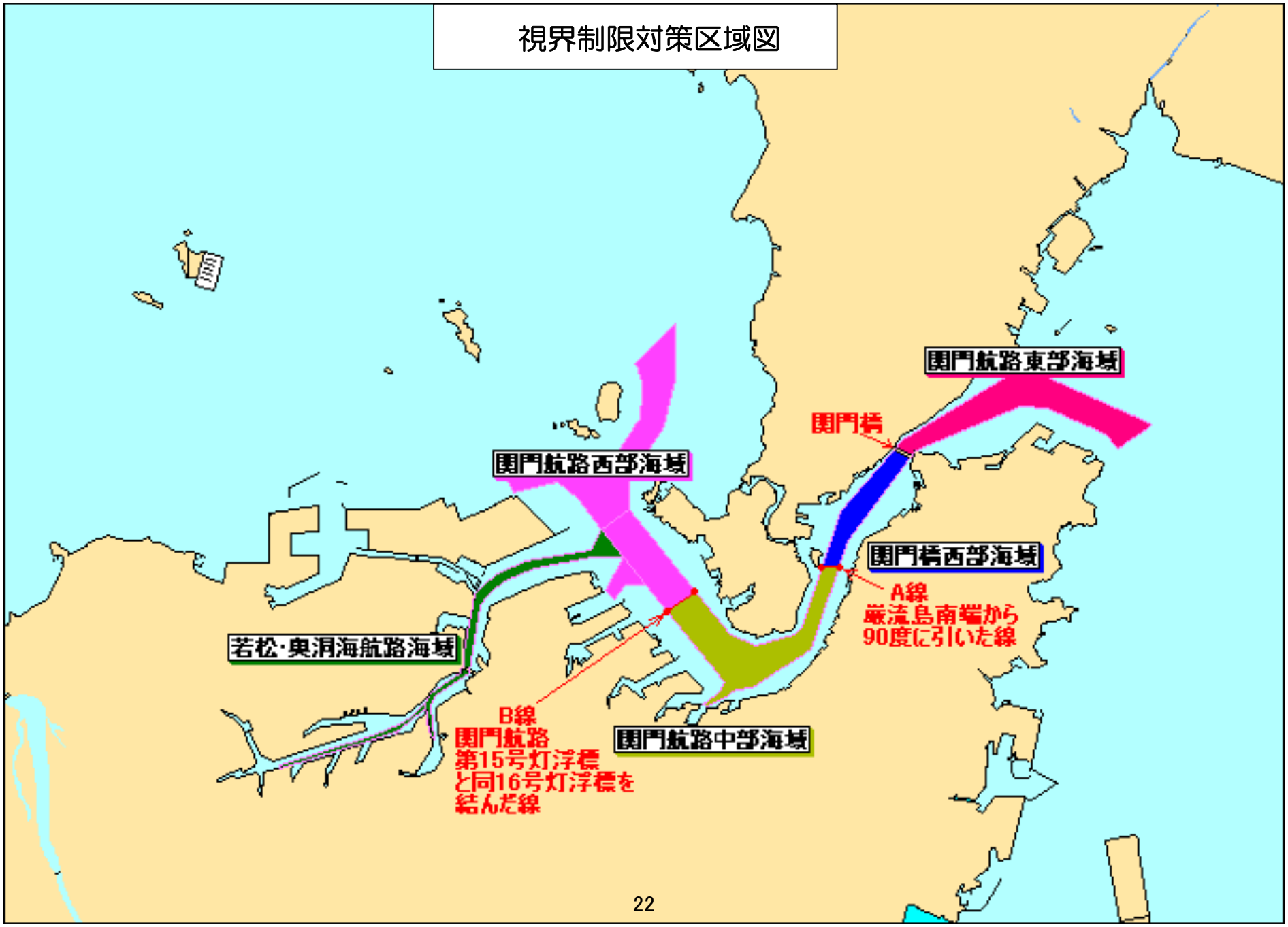
（4）　「関門航路西部海域」：B 線以西の関門航路、関門第二航路、戸畑航路及び安瀬航路

（5）　「若松・奥洞海航路海域」：若松航路及び奥洞海航路

※　別添 1「視界制限対策区域図」参照

4　連絡体制等

連絡方法、手段は、別添２「情報の連絡方法・手段」によるものとする。


視界制限対策区域図
関門航路東部海域
関門橋
関門航路西部海域
関門橋西部海域
A線
巌流島南端から
90度に引いた線
若松・奥洞海航路海域
B線
関門航路
第15号灯浮標
と同16号灯浮標を
結んだ線
関門航路中部海域

【港長基準】

別添２

情報の連絡方法・手段

勧告等の内容	周　知　方　法	周　知　手　段
発令・解除	・連絡系統による通報	・メール
	・海の安全情報による通報	・メール（緊急情報配信）
	・関門海峡海上交通センターからの周知	・VHF
	・第七管区海上保安本部運用司令センター	・AIS
	（もじほあん）からの周知	・VHF
	・巡視船艇による周知	・マイク、VHF
	・海の安全情報（緊急情報）への掲載	・インターネット　https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html